

付 議 事 件

議案第 6 6 号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正すること
について [1 頁]

議案第 6 7 号 令和 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）
[5 頁]

議 案 第 6 6 号

広陵町国民健康保険条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険条例（昭和40年3月広陵町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月10日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険条例（昭和40年3月広陵町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議 案 第 6 7 号

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正 予算（第 6 号）

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正 予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 8 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 3 1 4, 1 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款		項	
18 繰入金			
		1 基金繰入金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
741,789	5,864	747,653
703,538	5,864	709,402
17,308,295	5,864	17,314,159

歲 出

款	項
7 消防費	
	1 消防費
歲	出 合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
468,255	5,864	474,119
468,255	5,864	474,119
17,308,295	5,864	17,314,159

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
18	繰入金	741,789
	歳入合計	17,308,295

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
5,864	747,653	
5,864	17,314,159	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
7 消防費	468,255	5,864
歳 出 合 計	17,308,295	5,864

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
474, 119				5, 864	
17, 314, 159				5, 864	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	741,789	5,864	747,653
	1	基金繰入金	703,538	5,864	709,402
		1 財政調整基金繰入金	263,528	5,864	269,392

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	5,864	財政調整基金繰入金 5,864

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7		消防費	468,255	5,864	474,119				5,864
	1	消防費	468,255	5,864	474,119				5,864
	2	非常備消防費	32,837	5,864	38,701				5,864

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	672	●非常備消防費 ・消防団員報酬 （日額）3,000円×14人×16日＝672,000円 ・費用弁償 ・特別旅費 ・通信運搬費 ・バス借上料 ・消防団運営費補助金
8 旅費	2,784	
11 役務費	400	
13 使用料及び 賃借料	1,008	
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	